

預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策（通称：預手^{よて}プラン）
の実施について

当組合は、兵庫県警察本部と連携し、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防止するため、平成27年9月1日（火）より「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策（通称：預手プラン）」を実施しております。

兵庫県警察本部からの要請により、「預手プラン」では、ご高齢のお客さまが窓口で高額のお金出金を希望される場合に、資金用途をご確認させていただくとともに、お振込や預金小切手のご利用を勧めさせていただいております。

また、必要に応じて、お客さまが詐欺被害に遭われていないか、警察官が確認をさせていただく場合がございますので、特殊詐欺被害を撲滅するため、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 預金小切手（自己宛小切手）は、当組合が自らを支払人として振出す小切手のことです。自分（当組合）に対して支払いを依頼するので「自己宛」といいます。

現金化するには、受取人の取引金融機関の口座へ入金するよう取立依頼をするため、現金化するまでに一定の時間を要し、この間に支払先を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺に遭われても被害防止と犯人逮捕につながります。

また、小切手に受取人の名前を記載いただくことにより、不正に小切手を取得した第三者への支払いを防ぐことができます。

※ 特殊詐欺被害の防止だけでなく、

- ① 当組合が支払人であるため安心してご利用いただける、
- ② 大きな金額でも一枚で済むので持ち運びに便利、
- ③ 紛失や盗難にあった場合にも、現金に比べて被害を防ぐ可能性が高い、などの利点があります。

*お問合せ先 兵庫県信用組合 業務部
フリーダイヤル 0120-18-6522
FAX 078-321-5410
受付 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00